

業務及び財産の状況に関する説明書

【2025年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、当事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

株式会社KKRキャピタル・マーケット

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社KKRキャピタル・マーケッツ

2. 登録年月日（登録番号）

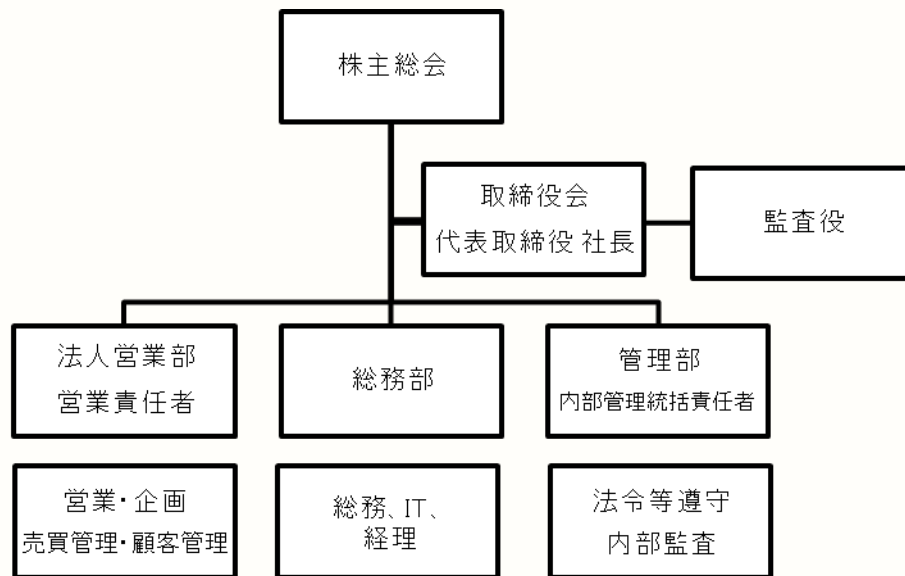
平成20年4月1日（関東財務局長（金商）第1797号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成19年9月14日	設立
平成20年4月1日	第二種金融商品取引業登録（関東財務局長（金商）第1797号）
平成27年1月19日	第一種金融商品取引業登録の変更登録
平成27年2月9日	日本証券業協会に加入

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. ケーケーアール・キャピタル・マーケッツ・ジャパン・ホールディングズ・エルエルシー（KKR Capital Markets Japan Holdings LLC）	2,200株	100.00%
計1名		100.00%

5. 役員の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	山下 剛	有	常勤
取締役	ウェイ・シン	無	非常勤
取締役	石原 沙奈恵	無	常勤
監査役	ジャクソン・イエ	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
石原沙奈恵	取締役兼管理部長

7. 業務の種別

- (1) 第一種金融商品取引業（法第 28 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号、第 3 号イからハまで及び第 4 号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務）のうち以下の行為に係る業務
 - ① 有価証券（法第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 8 号乃至第 11 号、第 13 号及び第 17 号各号に定める有価証券並びに法第 2 条第 2 項柱書の有価証券表示権利をいう。本（1）において以下同じ。）の売買の媒介、売買の代理
 - ② 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (2) 第二種金融商品取引業（法第 28 条第 2 項）のうち以下の行為に係る業務
 - ① 有価証券（法第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる権利並びに法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利をいう。本（2）において以下同じ。）の売買の媒介、売買の代理
 - ② 有価証券の私募の取扱い
- (3) 金融商品取引業に付随する業務（法第 35 条第 1 項）

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

9. 他に行っている事業の種類

(1) 届出業務（法第 35 条第 2 項）

貸金業（金銭消費貸借契約の媒介）及び上記に附帯する一切の業務
顧客に対し他の事業者等のあっせん又は紹介を行う業務

(2) 承認業務（法第 35 条第 4 項）

該当なし

10. 法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号乃至第 9 号に掲げる事項のうち、当社が行う業務

有価証券関連業

11. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 苦情処理措置の内容

自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等しております。

申出先：電話 03-6268-6666

株式会社 KKR キャピタル・マーケット コンプライアンス担当

(2) 業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（本 11. において以下「FINMAC」という。）

(3) 紛争解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業

FINMAC との間で特定第一種金融商品取引業務（法第 156 条の 38 第 2 項に規定する業務をいう。）に係る手続実施基本契約（同条第 13 項に規定する契約をいう。）を締結する措置

② 第二種金融商品取引業

FINMAC が法第 79 条の 12 において準用する法第 77 条第 1 項及び法第 79 条の 13 において準用する法第 77 条の 2 第 1 項の規定により行う苦情処理・紛争解決措置

12. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

金融商品取引業協会：日本証券業協会

認定投資者保護団体：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

13. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

当社は金融商品取引所の会員又は取引参加者となっていないことから、該当ありません。

14. 加入する投資者保護基金（法第 79 条の 49 第 4 項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

第一種及び第二種金融商品取引業の登録に基づき、引き続き有価証券の私募の取扱等の事業を遂行し、一定の成果をあげました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	第17期 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)	第18期 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)	第19期 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)
資本金	110	110	110
発行済株式の総数	2,200株	2,200株	2,200株
営業収益	1,994	3,517	6,336
(受入手数料)	1,994	3,517	6,336
((委託手数料))			
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料))	437	1,120	611
((その他の受入手数料))	1,556	2,396	5,724
(トレーディング損益)			
((株式等トレーディング損益))			
((債券等トレーディング損益))			
((その他のトレーディング損益))			
純営業収益	1,994	3,517	6,336
経常損益	1,217	2,627	5,236
当期純損益	857	1,761	3,548

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

該当なし

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

	第17期 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)	第18期 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)	第19期 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)
私募の取扱高	45,969	240,219	418,857

(3) その他業務（法第35条第2項各号に掲げる業務又は同条第4項の承認を受けた業務をいう。）の状況

(単位：百万円)

内 容	取 引 高		
	第17期 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)	第18期 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)	第19期 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)
貸金業（金銭消費貸借契約の貸借の媒介）	1,506	2,396	5,724

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	第17期 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)	第18期 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)	第19期 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)
自己資本規制比率 (A/B×100)	817.1	1,321.8	2,091.1
固定化されていない自己資本 (A)	1,830	3,586	7,139
リスク相当額 (B)	224	271	341
市場リスク相当額			
取引先リスク相当額	24	55	106
基礎的リスク相当額	199	215	234

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	第17期 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)	第18期 (令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)	第19期 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)
使用人	13	16	23
(うち外務員)	(10)	(13)	(14)

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年12月期	令和7年12月期
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	4,638	8,915
前払金		
前払費用	11	6
仮払法人税等		
仮払消費税等		
その他の流動資産	0	
流動資産計	4,650	8,921
固定資産		
有形固定資産	0	1
建物		
器具備品	0	1
投資その他の資産	8	
長期差入保証金	8	8
長期前払費用		
固定資産計	9	9
資産合計	4,660	8,931
(負債の部)		
流動負債		
預り金	69	130
その他の預り金	69	130
前受金	92	143
未払金	12	26
未払費用	8	7
未払法人税等	678	1,254
未払消費税等		
その他の流動負債	191	213
流動負債計	1,052	1,776
(純資産の部)		
株主資本	3,607	7,155
資本金	110	110
利益剰余金	3,497	7,045

(注)	利益準備金	27	27
	繰越利益剰余金	3,469	7,017
	純資産合計	3,607	7,155
	負債・純資産合計	4,660	8,931

1) 固定資産の減価償却の方法は、定額法であります。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和6年12月期	令和7年12月期
営業収益		
受入手数料	3,517	6,336
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,120	611
その他の受入手数料	2,396	5,724
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益		
債券等トレーディング損益		
その他のトレーディング損益		
金融収益		
営業収益計	3,517	6,336
金融費用		
純営業収益	3,517	6,336
販売費・一般管理費	891	1,105
取引関係費	42	72
人件費	578	750
不動産関係費	78	103
事務費	0	1
減価償却費	0	0
租税公課	0	0
貸倒引当金繰入れ		
その他	189	176
営業利益（又は営業損失）	2,626	5,231
営業外収益	0	6
営業外費用	0	1
経常利益（又は経常損失）	2,627	5,236
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	2,627	5,236
法人税、住民税及び事業税	865	1,688
当期純利益（又は当期純損失）	1,761	3,548

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		令和6年12月期	令和7年12月期
資本金	前期末残高	110	110
	当期変動額		

	当期末残高	110	110
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	27	27
	当期変動額		
	当期末残高	27	27
繰越利益剰余金	前期末残高	1,708	3,469
	当期変動額		
	当期純利益金額	1,761	3,548
	当期末残高	3,469	7,017
利益剰余金合計	前期末残高	1,735	3,497
	当期変動額	1,761	3,548
	当期末残高	3,497	7,045
株主資本合計	前期末残高	1,845	3,607
	当期変動額	1,761	3,548
	当期末残高	3,607	7,155
純資産の部合計	前期末残高	1,845	3,607
	当期変動額	1,761	3,548
	当期末残高	3,607	7,155

(注) 1) 当該事業年度の末日における発行済み株式の数は、2,200 株であります。

2) 当該事業年度の末日における自己株式は、ありません。

(4) 注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

器具備品 3年～5年

(3) 引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 繰延資産

該当事項はありません。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当なし

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益
該当なし
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益
該当なし
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

該当事項はありません。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 内部管理部門の組織、部署毎の業務分掌

総務部：総務、帳簿書類・報告書類等の作成、リスク管理、電算システム管理

管理部：法令等遵守、法令に基づく届出書・報告書等の作成、オフサイトモニタリング、苦情・トラブル対応、広告審査、売買管理・取引審査、役職員研修、内部監査

(2) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

当社に対する苦情等申立の受付窓口は管理部とし、その旨並びに顧客の利便に配慮して設定した苦情等申立の受付時間及び申立方法を、当社のウェブサイトへの記載により周知しております。顧客からの苦情等申立に対しては、直ちに事実の調査を徹底して行い、顧客に対して適切な説明を行うことにより、可能な限り顧客の理解を得つつ、誠実かつ迅速にその解決を図ることを基本方針としております。顧客の苦情等申立の対応に関与する役職員は、顧客の個人情報について、個人情報保護法及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の規定に基づき適切に取り扱うこととしております。

(3) 内部監査体制

管理部が当社社内の内部監査を年1回実施し、顧客管理の適切性、内部情報フローの適切性、証憑の適正性、財務の健全性等について監査いたします。また、KKRグループの内部監査担当部門も当社内の内部監査を実施致します。

2. 分別管理の状況

(1) 法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

該当なし

(2) 法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

該当なし

(3) 法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当なし

V. 連結子会社等の状況

該当事項はありません。

以上